

大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程及び大阪広域
水道企業団職員の退職手当に関する規程の一部を改正する
規程のあらまし

- 1 刑法等の改正により、懲役及び禁錮が拘禁刑に改められることに伴い、所要の改正を行います。
- 2 この規程は、令和7年6月1日から施行します。